

申請時点の住所地の
市区町村名を記入し
てください。

様式第3号(第7条関係)

家計急変者用

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
市区町村長殿

市区町村
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和3年6月1日

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
カスミ タロウ 霞 太郎	男	平成 ● 年 ● 月 ● 日	▲▲町××丁目△△番地 電話 111 (222) 3333
公 的 年 金 受 給 状 況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
☒ 受けることができる(種類: ●●年金)			☐ 受けることができる(種類:)
☐ 支給停止 (種類:)			☐ 支給停止 (種類:)
☐ 受けることができない			☒ 受けることができない

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。))」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	障害の 有無	生 年 月 日	同居・別 居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2	カスミ イチロウ 霞 一郎	子	男	有	平成 12 年 12 月 1 日	同居	
3	カスミ ハナコ 霞 花子	子	女	無	平成 15 年 8 月 1 日	別居	■■市△△丁目□□番地
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること等をいいます。

※ 18歳到達後最初の3月31日が令和4年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏 名	公的年金 受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者	霞 夏子	有・●
扶養義務者		有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

申請時点の児童扶
養手当の支給要件に
該当する(給付金の
対象となる)お子さん
のお名前を記入してく
ださい。

※18歳到達後最初の
3月31日を経過してい
るお子さん(障害の状態
にあるお子さんは20歳以
上のお子さん)は対象外
となりますので記入しな
いください。

同居する配偶者又は
申請者と生計を同じく
する(養育者の場合
はその方の生計を維
持している)扶養義
務者がいらっしゃる場
合はお名前を記入し
てください。

- ☒ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ☒ 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ☒ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ☒ この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。

都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。

- ☒ 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- ☒ 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。